

「ケーブルテレビ緊急地震速報」 利用規約

令和3年4月1日
となみ衛星通信テレビ株式会社

ケーブルテレビ緊急地震速報 利用規約

となみ衛星通信テレビ株式会社(以下「TST」という)とTSTが行うサービスを受ける者(以下「利用契約者」という)との間に結ばれる利用規約は以下の条項によるものとします。

第 1 条 (利用規約の適用)

1. TSTは、ケーブルテレビ緊急地震速報利用規約(以下「本規約」という)を定め、これによりケーブルテレビ緊急地震速報(以下「本サービス」という)を提供します。
2. TSTが別に定めるCATV契約約款、およびTSTが随時利用契約者に対し通知する追加規定(以下「個別規定等」という)は、本規約の一部を構成するものとし、本規約と個別規定等との内容が異なる場合には、個別規定等が本規約に優先して適用されるものとします。

第 2 条 (緊急地震速報)

1. 緊急地震速報とは地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模(マグニチュード)を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報です。
2. 緊急地震速報には、情報を発表してから主要動が到達するまでの時間は、長くても十数秒から数十秒と極めて短く、震源に近いところでは情報が間に合わないことがあります。また、ごく短時間のデータだけを使った情報であることから、予測された震度に誤差を伴うなどの限界もあります。緊急地震速報を適切に活用するためには、このような特性や限界を十分に理解する必要があります。
3. TSTは、気象庁およびデータ配信者から地震発生を受信した場合、即座に利用契約者の属する地域における主要動の到達時間、震度を演算し、「震度2以上」の揺れが生じると予測された場合に、利用契約者の設置した「ケーブルテレビ緊急地震速報端末」に情報を配信し、通報を行います。なお、この通報は大きな揺れが到達する前に行うことを目標としますが、震源地と利用契約者の設置した「ケーブルテレビ緊急地震速報端末」の位置関係・距離によっては、情報の配信が間に合わない場合もあり得ます。

第 3 条 (提供情報の追加)

1. TSTは、前条の緊急地震速報以外の情報の提供を追加する場合があります。
2. 前項による災害情報の追加をする場合は可能な限りの方法(コミュニティーチャンネルおよびホームページまたは配布物等)において事前に利用契約者へ連絡することとします。通報内容(災害情報の音声表現)については、利用契約者への事前連絡なく変更することができます。

第 4 条 (損害賠償)

1. 第2条および第3条の災害情報に関して、誤報やシステム障害、端末故障等による情報の不達、あるいは情報配信を行った結果生じた損害においても、利用契約者は、TSTにその損害賠償を請求することはできないものとします。
2. 利用契約者はTSTの施設の維持管理に必要なサービス提供が一時的に停止することを承認するものとし、それに伴う損害賠償請求を行わないものとします。
3. TSTは、天災、事変、その他TSTの責に帰することのできない事由によって、サービス提供の停止に基づく損害の賠償には応じないものとします。
4. 利用契約者が本サービスの情報を受け、その情報を第三者に提供する場合は、利用契約者がその提供に関する責任を負うものとします。

第 5 条 (利用申込をすることができる者の条件)

1. 本サービスの利用は、TSTの提供するケーブルテレビまたはインターネットサービスを利用されている方に限ります。
2. 前項の場合であって本規約に同意しTSTが別に定める利用申込書を作成した方に限ります。

第6条 (サービスの提供範囲)

1. サービスの提供範囲はTSTが事業を行う自社施設エリア内とし、そのエリアに対し予測される災害等の規模が演算される範囲を区域ごとに区分した範囲とする。
2. 本サービスを受信する接続機器は前項によって定められた範囲で作動する機器であるため、接続機器の設置場所が移動される場合はTSTへ連絡し再度接続機器の位置情報を再設定しなければならない。

第7条 (接続機器の貸与)

1. 本サービスを受信するための接続機器は専用端末としてTSTが『第5条(利用申込をすることができる者の条件)』に定める利用者へ別に定める料金によって貸与する物でありTSTの許可無く他の者へ貸与および譲渡または売却、廃棄等してはならない。
2. 前項に違反する場合であってその利用者が受ける損害は、TSTの許可無く他の者へ貸与および譲渡または売却、廃棄等をおこなった者が負う。

第8条 (名義変更)

TSTは、利用契約者が正当な事由(同居の親族で相続等の事由のため利用契約者名義を変更する場合)を持ち、あらかじめ書面による届出をした場合で、TSTがこれを承認したとき、利用契約者名義を変更するものとします。この場合、新利用契約者の名義変更に関わる事務手数料は無料とします。

第9条 (利用停止・解除)

1. 利用料金が3ヶ月以上滞納になった場合、サービスの停止をされても異議のないものとします。
2. TSTは、利用契約者が次の事に違反した場合、契約の解除ができるものとします。
 - 1 利用契約者は、前項においてサービスの停止をされ、TSTが催告を行ったにもかかわらずその事実を解消しない場合。
 - 2 利用契約者が、第7条第1項に定める事項に違反し、TSTが催告を行ったにもかかわらずその事実を解消しない場合。
 - 3 その他、本規約に違反する行為または、TSTに著しい損害を与えた場合は、前各項とは別に無催告にて契約解除を行うことができるものとします。

第10条 (料金)

1. 加入者は、TSTが下表に定める料金表による、専用端末の標準取付工事料および端末料金を、TSTが指定する期日までに指定する方法で支払うものとします。

項 目		金 額
標準取付工事料		5,500円(税込)
端末利用料(月額)	親機・子機1セット	1,100円(税込)
	子機1台追加あたり	220円(税込)

2. TSTは、経済環境の変動あるいは、提供するサービス内容の拡充等により、料金の改定をすることがあります。

第11条 (利用に係る利用契約者の義務)

利用契約者は以下のことを心掛け本サービスを利用してください。

- ①本サービスは予測される災害情報を配信するものであり、身体・財物の安全・安心を保証するものではありません。
- ②災害情報が配信された場合においては利用契約者の判断において行動をしてください。
- ③利用契約者は本サービスの災害情報を得られる環境にある者が、緊急時に安全な行動を行えるよう日頃の防災訓練、啓蒙活動を行ってください。
- ④受信端末の正常な動作確認を行ってください

第12条 (利用規約の改定)

TSTは、TSTの提供するサービス内容の変更、社会情勢の変動等により本規約を改定することがあります。なお、本規約が変更されたときは、以後の契約条件は新しい規約によるものとします。

第13条（協議）

本規約に定めのない事項、あるいは疑義が生じた場合は、誠意をもって協議のうえ、解決にあたるものとします。

附 則

1. TSTは特に必要があるときには、本規約に特約を付することができるものとします。
2. この本規約は平成26年 4月 1日より施行します。
3. 令和3年4月1日消費税込み価格に記載を変更し改定。